

# しんきん多目的ローン「さぽーと」商品概要説明書

令和5年12月1日現在

商品名	しんきん多目的ローン「さぽーと」
ご利用 いただける方	<p>次のすべての条件を満たしている方</p> <p>(1) 申込時年齢が満18歳以上の方</p> <p>(2) 「Assist 倶楽部」提携事業所にお勤めの役員・従業員の方(パート、アルバイトの方も可)</p> <p>(3) しんきん保証基金の保証を受けられる方</p> <p>(4) 以下の①または②に該当し、当金庫の会員となる方</p> <p>①当金庫の地区内に住所または居所を有する方</p> <p>②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方</p> <p>※上記条件①②のいずれかに該当する方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となつていただかなくとも、ご融資させていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>
お使いみち	<p>以下の①または②に該当し、支払先に振込できるものが対象です。(ご融資金額の2割まで はお振込み不要です。)</p> <p>①申込人または申込人の家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)、子、孫、兄弟) が必要とする次の資金</p> <p>a.自動車関連資金(オートバイ、自転車を含む) 購入資金(購入にかかる税金・保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの 購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用 充電設備の購入・設置費用</p> <p>b.教育関連資金 就学する学校等への納付金(最長1年分)、就学にかかる付帯費用(最長1年分、100 万円以内) ※申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>c.住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金および それに伴う諸費用 ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可(ただし、上記と合わせ た申込みで100万円以内) ※申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金(売買契約や工事請負契 約時に支払う手付金・契約金に限る)も可</p> <p>②申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を使途として、当金 庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに 伴う繰上完済にかかる手数料を含む)</p>
ご融資金額	1,000万円以内 ※お申込金額は1万円以上1万円単位とし、1万円未満の金額があるときは万円単位まで 切り上げることができます。なお、お申込金額と当金庫および他の信用金庫での基金保 証付個人ローン(保険ローン除く)既往残高の合計額およびカードローンご融資限度額 のすべての合計額が3,000万円を超えることはできません。
ご融資期間	3ヶ月以上15年以内

次頁につづきます

ご融資利率	<p>変動金利（付利単位 100 円）</p> <p>※ご融資利率は毎年 10 月 1 日の当金庫の定める短期貸出最優遇金利を基準として年 1 回見直します。変更後の利率は、12 月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。</p> <p>※現在のご融資利率につきましては、窓口へお問い合わせください。</p> <p>※ご融資利率は、お申し込み時ではなくお借入れ時の金利が適用となります。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月元利均等返済または元金均等割賦返済</li> <li>・ご融資金額の 50%までボーナス月加算返済もできます。</li> <li>・元金返済の据え置き期間は 6 カ月以内</li> <li>・具体的な返済額は、窓口でお申し出いただければ試算いたします。</li> </ul>
保証人・担保	必要ありません。 ※（一社）しんきん保証基金の保証をご利用いただけます。
手数料・保証料	保証料はご融資利率に含まれています。
苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス課（9 時～17 時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <p><b>現地調停</b> 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。</p> <p>例) 長野県弁護士会で現地調停を行う。</p> <p><b>移管調停</b> 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例) 愛知県弁護士会に移管調停する</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査の結果ご希望に添いかねることもございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・商品内容の詳細につきましては、窓口・営業係にお問い合わせください。</li> <li>・ご融資期間中の一部、全額返済には当金庫所定の手数料が必要となります。</li> </ul>

